

## 社会福祉施設への退院受入支援事業に係る留意事項 (Q&amp;A) (令和3年3月22日改正)

区分	質問	回答
1	退院受入支援(1名受け入れあたり10万円)の対象となる「社会福祉施設等」はどこまでが対象でしょうか。	<p>高齢者施設においては、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が対象になります。なお、退院時に一定期間(10日程度)の受け入れを想定している場合や入所施設が併設の短期入所を経由して引き続き受け入れを予定している場合には、短期入所の形で受け入れる場合であっても当該退院受入支援の対象となります。</p>
2	退院受入支援(1名受け入れあたり10万円)の対象となる患者はどのような方でしょうか。	<p><u>新型コロナウイルス感染症に感染して保険医療機関に入院した者であって、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日付け健感発0225第1号)及び「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」(令和3年2月25日付け(最終改訂令和3年3月8日)事務連絡)</u>に示されている退院基準を満たして同医療機関から社会福祉施設等に退院する患者が対象になります。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の受入医療機関から一般の医療機関に退院(転院)し、その後社会福祉施設等に退院する場合は、本退院受入支援の対象とはなりませんので御留意ください。</p>
3	退院時支援の対象となる患者を受け入れたことはどのように証明すれば良いのでしょうか。	<p><u>新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関が発行する「退院基準満了証明書」により確認することを原則とします。</u></p> <p>ただし、個別の事情により「退院基準満了証明書」による確認ができない場合は、その事実を確認できる書類により確認することも可能としますので、個別に御相談ください。</p>
4	退院時支援の対象となる患者を受け入れる際に(PCR)検査を実施して陰性が確認された場合には退院受入支援の対象にはならないのでしょうか。	<p>(PCR)検査の実施の有無及び結果は退院支援の対象となるかどうかの判断に影響しませんので、(PCR)検査を実施して陰性が確認された場合でも本退院受入支援の対象になりますが、対象者は感染性が極めて低いことから検査を実施しなくても退院基準を満たすものであることを御理解いただき、早期の退院受入れに御協力いただきますようお願いいたします。</p>

5	<p>支給対象となる退院患者の受入れ期間はいつまでか。また、実際に退院患者を受け入れた日が期間中であることが必要でしょうか。</p>	<p>令和3年1月14日以降(当面の間)に退院患者を受入れた場合、支援金を支給します。</p> <p>退院患者を受け入れることが決まった日が対象期間中であつたとしても、実際に受け入れた日が対象期間後であれば本退院受入支援の対象とはなりません。</p>
6	<p>退院時の受入方法としてはどのような対応をするのが良いのか。</p>	<p>「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年6月30日付厚生労働省事務連絡)では、「他の入所者と同様に、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意すること」とされており、基本的には他の入所者と同様に対応いただければ良いものと考えています。</p>
7	<p>「10日間の入所(健康管理)を行うこと」との記載があるが、特別な健康管理の実施が要件となるのか。</p>	<p>本事業による支援金の支給に当たって特別な健康管理の実施を要件とするものではありません。</p> <p>ただし、「人工呼吸器などによる治療を行った場合」で「発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」による退院の場合は、発症日から20日経過するまでは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&amp;A)」(令和3年2月25日付厚生労働省事務連絡)問19に基づく適切な感染予防策を講じる必要があります。</p> <div data-bbox="756 1149 1497 1256" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問19 人工呼吸器等による治療を行った患者における発症日からの日数等による退院基準について、「発症日から20日経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。」としていますが、この「適切な感染予防策」とは何を指しますか。</p> </div> <p>(答)</p> <p>人工呼吸器等による治療を行った患者についても、大多数の場合は、発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した時点で感染性を有しないと考えられますが、こうした患者の一部で発症日から20日間まで感染性を有する場合がありますことを示唆する報告もあるため、退院基準を満たして退院した後も、発症日から20日間経過するまでは、念のため以下の感染予防策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅退院の場合は、生活上必要な外出を除き不要不急の外出は控え、同居の方がいる場合は、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第5版)」(令和3年2月12日改訂)別添2内の「4.療養中の注意事項について(感染拡大防止のために)」に記載の注意事項の遵守に努めること。</li> <li>・ 退院後の医療機関へ入院または高齢者施設に入所する場合は、個室の使用を原則とした上で、標準予防策に加え接触予防策及び飛沫予防策、目の防護具の使用等を行い、さらに抜管等エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合はN95マスクの使用等の対策を行うこと。</li> <li>・ 医療機関を受診する場合には、原則として入院していた医療機関又は新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関を受診すること。</li> </ul>